

正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 正社員雇用拡大助成金（以下「助成金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、正規雇用の拡大を図るため若年者の正社員雇用を行う企業に対し助成金を支給することにより、正社員就職機会の創出や職場定着を推進することを目的とする。

(助成対象事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる事業者は、別表1に定める事業者（以下「事業者」という。）とし、かつ、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 県内に雇用保険適用事業所設置届を提出している中小企業事業主であること。
- (2) 正社員数が、助成金の交付の対象となる正社員を雇い入れた日の6か月前の日が属する月の末日における数から増加した事業者であること。
- (3) 過去6か月以内に事業主都合による離職者がいない事業所であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する団体）又は暴力団と関係する事業所でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号、第5号、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業所でないこと。
- (6) 直近3年間、労働関係法令の重大な法令違反がないこと。また、その他法令についても直近3年間重大な法令違反がないこと。
- (7) 不正受給してから3年以内に申請した事業者、または申請後、支給決定日までの間に不正受給した事業者でないこと。（不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることができない助成金の支給を受け、または受けようとすること。）

(助成事業の内容)

第4条 事業者が、35歳未満の者（卒後1年以内の者を除く）で過去6か月以内に正社員として雇用されていない者（以下「対象者」という。）を正社員として新規雇用し、定着に繋がる取り組みを新規雇用から3か月の間に実施した場合に、予算の範囲内で助成金を支給する。

(助成金額)

第5条 助成金額は、対象者1名につき30万円とし、一つの事業者が一つの年度内に助成を受けられる対象者は、3名までとする。

(雇用定着計画書の提出及び交付申請並びに交付決定)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「助成金交付希望者」という。）は、原則として対象者を新規雇用した日から起算して1か月を経過する日までの間に、正社

員雇用拡大助成金事業雇用定着計画書兼助成金交付申請書（様式第1号。以下「雇用定着計画書兼交付申請書」という。）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の雇用定着計画書兼助成金交付申請書による申請があったときは、その内容等を審査し、適正と認めたときは助成金交付希望者に正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画承認通知書兼助成金交付決定通知書（様式第2号）を送付する。

（申請の取下げ）

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、助成金の交付申請を取り下げようとする場合は、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付申請取下書（様式第3号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

（事業内容の変更）

第8条 助成事業者が事業内容の変更をしようとするときは、遅滞なく正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画変更申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第9条 助成事業者は、承認を受けた事業を中止し、又は廃止しようとするときは、正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画中止（廃止）申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実施状況報告）

第10条 助成事業者は、知事からの請求があれば、正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 助成事業者は、正社員雇用定着計画の実施期間の終期から起算して1か月を経過する日までに正社員雇用拡大助成金事業雇用定着実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（立入検査等）

第12条 知事は、助成事業の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又は職員にその事業所等に立ち入り、帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする事務員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（交付金額の確定）

第13条 知事は、第11条の実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査し、適正と認めたときは、助成金額を確定し、助成事業者に正社員雇用拡大助成金事業助成金確定通知書（様式第8号）を送付する。

（助成金の請求及び支給）

第14条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、前条の正社員雇用拡大助成金事業助成金確定通知書を受けた後に、正社員雇用拡大助成金事業助成金請求書（様式第9号）

を知事に提出するものとする。

- 2 知事は前項の請求書の内容が正当であるときは、これを受け取った日の翌日から起算して30日以内に助成事業者に助成金を支給するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
 - (2) この要綱に規定する助成金の交付要件を欠くこととなった場合。
但し、助成事業者の責に帰することができないと認められる場合を除く。
 - (3) 不正の手段により助成金の交付決定を受けた場合。
 - (4) その他本要綱に反する場合。
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 4 第2項の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(帳簿等の整備、保存)

第16条 助成事業者は、助成金に係る事業の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を事業のすべてが完成した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の公表)

- 第17条 知事は、本要綱により助成金を交付した事業について成果を公表することができる。
- 2 助成事業者は、知事が行う助成事業の成果の公表に協力しなければならない。
 - 3 助成事業者は、助成金の交付日の属する年度の翌年度以降3年間のフォローアップ調査に協力しなければならない。

(事業所の変更届)

第18条 助成事業者は、法人登記事項等に変更があった場合には、その変更のあった日から2週間以内に正社員雇用拡大助成金事業事業所変更届出書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(事業実施の委託)

- 第19条 本事業に係る周知広報、問い合わせ及び助成金の申請等にかかる業務は正社員雇用拡大助成金事業受託事業者(以下「受託事業者」という。)に委託するものとする。
- 2 助成金交付希望者は、本事業にかかる問い合わせ及び申請等を受託事業者に行うものとする。
 - 3 助成金交付希望者は、本事業に係る申請書等を受託事業者を経由し知事に提出するものとする。

(補 則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 25 日から施行し、平成 31 年 3 月 31 日をもって効力を失う。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 32 年 3 月 31 日をもって効力を失う。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 3 月 31 日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付決定をした助成金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

事業者とは県内の中小企業事業主等とする。また企業には、個人、特例社団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例財団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合、協業組合等が含まれるものとする。

ただし、出資比率の大小に関わらず、県と連携協力して公共的サービスを提供する公社等外郭団体を除く。国又は市町村と連携協力した公的機関に準ずるものについても同様とする。

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者住所
事業者名
代表者氏名

年度正社員雇用拡大助成金事業
雇用定着計画書兼助成金交付申請書

年度において正社員雇用拡大助成金事業の助成金を受けたいので、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画書を別紙のとおり提出するとともに、併せて下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

正社員雇用拡大助成金事業助成金

金 円也

関係書類

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1 正社員雇用定着計画書（事業所要件確認書） | （様式第1号の2） |
| 2 正社員雇用定着計画書（雇用者要件確認書） | （様式第1号の3） |
| 3 正社員雇用定着計画書（定着取組計画書） | （様式第1号の4） |

様式第1号の2 (第6条関係)

| | | | |
|--|--|---------|------------------|
| 正社員雇用定着計画書 (事業所要件確認書) | | 年 月 日作成 | |
| 事業者名 | | | |
| 事業所の所在地 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 | | |
| 代表者氏名 | | | |
| 事務所管部署 | | | 担当者名 |
| 電話番号 | | | FAX番号 |
| 業 種 | | | 資本金の額又は 出資の総額 |
| (交付要綱第3条 第2号関係) 常用労働者数 (うち正社員数) | 対象者雇い入れ日の 6か月前の日が属する月の末日 → 対象者雇い入れ日時点 名 → 名 (名) (名) | | |
| 事業内容 | | | |
| (交付要綱第3条第3号関係) 正社員雇用定着計画申請日から起算して過去6か月以内に 雇用する雇用保険被保険者を事業主の都合により解雇したことが 有 (年 月 日離職) ・ 無 ※「有」の場合、雇用保険法の特定受給資格者に該当するかどうかで判断する。 | | | |
| (交付要綱第3条第4号関係) 「暴力団の規定」に該当する事業所で 有 ・ 無 | | | |
| (交付要綱第3条第5号関係) 「風俗営業等の規定」に該当する事業所で 有 ・ 無 | | | |
| (交付要綱第3条第6号関係) 直近3年間、労働関係法令及びその他法令について重大な 法令違反が 有 ・ 無 | | | |
| (交付要綱第3条第7号関係) 不正受給してから3年以内に申請した事業者、または申請 後、支給決定日までの間に不正受給を行おうとするもので 有 ・ 無 | | | |
| 添付書類 : 登記簿(個人事業主にあつては事業開始届の写し及び住民票)・労働者名 簿等・会社案内・就業規則・誓約書(暴力団等排除対象に非該当であることの誓約)、 その他必要に応じ県が関連書類を求めることがあります。 | | | |

様式第1号の3 (第6条関係)

| | | | |
|---|--|---------|----------------------------------|
| 正社員雇用定着計画書 (雇用者要件確認書) | | 年 月 日作成 | |
| 対象者氏名 | フリガナ | 職名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 (歳) | 性別 | 男 ・ 女 |
| 新規雇用から3か月経過するまでの期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| (A) 雇用者要件確認 (交付要綱第4条関係) | 1 採用日時時点で、35歳以上で 2 卒後1年以内の者で 3 過去6か月以内に正社員として雇用された者で 4 対象者は「正社員雇用拡大助成金事業助成金 交付要綱細則」別表2に基づく正社員で | | 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 |
| 【交付要綱細則別表2】正社員とは、次のアからエまでのすべてに該当する正規雇用労働者をいう。 ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。 イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。 ウ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。 エ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇(正社員待遇)が適用されている労働者であること。 | | | |
| (B) 担当する業務の内容 | | | |
| (C) 対象者について受給・申請(予定含む)している他の助成金の有無 1:有 2:無 (有の場合) → 助成金名称: | | | |
| (人事部門責任者及び担当者並びに対象者の本人自署欄) 上記(A)から(C)の内容について、相違ありません。 人事部門責任者 職・氏名 人事部門担当者 職・氏名 本事業の対象者 職・氏名 | | | |
| 添付書類：雇用契約書等の写し・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し・履歴書の写し、その他必要に応じ県が関連書類を求めることがあります。 | | | |

様式第1号の4（第6条関係）

| | | |
|---|------|---------|
| 正社員雇用定着計画書（定着取組計画書） | | 年 月 日作成 |
| 1. 正社員育成の目標 ※企業が求める人材像等 | | |
| 2. 正社員育成の内容 | | |
| (1) 定期面談及びフォローアップ、 相談体制の構築 ※面談の時期やフォローアップ計画等 （複数回実施可） ※事業対象者の抱える不安等を相談できる体制作り等 | | |
| (2) キャリアパスの提示 ※いつ頃、誰が提示するかを明記 ※会社の制度（研修制度や福利厚生に関すること、昇給・昇進等）の説明 ※対象者の入社後のステップの明確化 | | |
| (3) それぞれの事業所の職場環境や 対象者の業務内容に適した(1)及び(2)以外の取組 ※「正社員育成の目標」を達成するための取組内容。その取組が定着に繋がると考える理由 ※計画実施期間中に参加予定の研修や、取得する予定の知識及び資格・能力等 | | |
| 3. 正社員育成により期待される効果 ※正社員育成の内容(1)～(3)で計画した3か月の定着取組後に期待される効果 | | |
| （人事部門責任者及び担当者並びに対象者の本人自署欄） 上記計画内容に基づき、定着に繋がる取組を新規雇用から3か月の間に実施します。 | | |
| 人事部門責任者 | 職・氏名 | |
| 人事部門担当者 | 職・氏名 | |
| 本事業の対象者 | 職・氏名 | |

※それぞれの設問につき、記載欄に入りきらない場合は別紙に添付も可

第 号
年 月 日

殿

沖縄県知事

正社員雇用拡大助成金事業
雇用定着計画承認通知書兼助成金交付決定通知書

年 月 日付けで提出のあった正社員雇用拡大助成金事業正社員雇用定着計画については、下記のとおり承認したので、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第6条第2項に基づき通知します。

記

正社員雇用拡大助成金事業助成金

金 円也

(助成金交付の条件)

- 1 助成金の交付の内容は、年 月 日付け「正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画書兼助成金交付申請書」記載のとおりとする。
- 2 正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱に規定する助成金の交付要件を欠くことになったとき（ただし、申請者の責に帰することができないと認められる場合は除く。）、又は、不正の手段により助成金の交付を受けたときは、交付決定した助成額の全部又は一部を取り消す場合がある。

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者住所
事業者名
代表者氏名

正社員雇用拡大助成金事業
助成金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画及び助成金の交付申請について、下記のとおり取下げしたいので、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第7条に基づき申請します。

記

取下げの理由

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者住所
事業者名
代表者氏名

正社員雇用拡大助成金事業
雇用定着計画変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画について、別紙のとおり変更したいので、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第8条に基づき申請します。

関係書類

雇用定着計画変更申請書別紙（様式第4号の2）

様式第4号の2 (第8条関係)

| | | | |
|---------------|---|---------|--|
| 雇用定着計画変更申請書別紙 | | 年 月 日作成 | |
| 事業者名 | | | |
| 事業所の所在地 | 〒 | | |
| 代表者氏名 | | | |
| 事務所管部署 | | 担当者名 | |
| 電話番号 | | FAX番号 | |
| 計画を変更する理由 | | | |
| 計画を変更する内容 | | | |
| 備考 | | | |

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者住所
事業者名
代表者氏名

正社員雇用拡大助成金事業
雇用定着計画中止（廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画について、下記のとおり中止（廃止）したいので、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第9条に基づき申請します。

記

1. 中止（廃止）の時期

2. 中止（廃止）の理由

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者住所
事業者名
代表者氏名

正社員雇用拡大助成金事業
雇用定着計画遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画について、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第10条に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業の遂行状況（ 年 月 日現在）
2. 実施している取組の内容
3. その他参考となる事項
4. 正社員雇用を行った者に対し、定着に繋がる取組を実施していることの証明

上記のとおり、定着に繋がる取組を実施中であることを証明します。

人事部門責任者 職・氏名

人事部門担当者 職・氏名

本事業の対象者 職・氏名

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者住所
事業者名
代表者氏名

正社員雇用拡大助成金事業
雇用定着実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった正社員雇用拡大助成金事業に係る雇用定着の実績について、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第11条に基づき別紙のとおり提出します。

関係書類

- 1 雇用定着実績報告書別紙（様式第7号の2）

様式第7号の2（第11条関係）

| | | | | | | | | |
|--|--|------|---|---|----|---|---|---|
| 雇用定着実績報告書別紙 | | 年 | 月 | 日 | 作成 | | | |
| 事業者名 | | 電話番号 | | | | | | |
| <p>(人事部門責任者及び担当者並びに対象者の本人自署欄)</p> <p>本実績報告書の内容について、相違ありません。</p> <p>人事部門責任者 職・氏名</p> <p>人事部門担当者 職・氏名</p> <p>本事業の対象者 職・氏名</p> | | | | | | | | |
| 雇用定着計画実施期間 | | 年 | 月 | 日 | ～ | 年 | 月 | 日 |
| 1. 正社員育成の目標 | | | | | | | | |
| 2. 正社員育成の内容 | | | | | | | | |
| <p>(1) 定期面談とフォローアップ、相談体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期面談日（ 月 日） ・定期面談の内容 ・定期面談後のフォローアップの内容、相談体制の構築状況 <p>(2) キャリアパスの提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパスの提示日（ 月 日） ・キャリアパスの提示内容 <p>(3) 対象者の育成や定着のために実施した上記以外の実施内容や、対象者が計画実施期間中に取得した知識及び資格・能力等</p> | | | | | | | | |
| ※それぞれの設問につき、記載欄に入りきらない場合は別紙に添付も可 | | | | | | | | |
| 3. 正社員の育成により得られた効果 | | | | | | | | |
| 備考：添付書類：※申請書の内容に基づく定着取組の写真、雇用定着計画実施期間の出退勤簿及び貸金台帳の写し等 | | | | | | | | |

様式第 8 号 (第 13 条関係)

沖縄県達商第

号

事業者名
代表者名

正社員雇用拡大助成金事業
助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった正社員雇用拡大助成金事業については、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和 47 年沖縄県規則第 102 号)第 13 条及び正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第 13 条に基づき、下記のとおり助成金の額を確定しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

記

助成金確定額 金 円也

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者住所
事業者名
代表者氏名

印

正社員雇用拡大助成金事業
助成金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった正社員雇用拡大助成金事業について、正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第14条に基づき下記のとおり請求します。

記

正社員雇用拡大助成金事業助成金

金 円

| | | |
|---------------|----|----|
| 金融機関名 | 銀行 | 支店 |
| 種 別 | 普通 | 当座 |
| 口座番号 | | |
| フリガナ 預金名義人 | | |

※債権者登録した口座情報を記載してください。

沖縄県知事 殿

事業者住所
事業者名
代表者氏名

正社員雇用拡大助成金事業事業所変更届出書

正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱第18条に基づき、下記のとおり事業所に関する変更事項を届け出ます。

記

変更事項

- 社名変更の場合
（新社名）
（旧社名）
- 住所変更の場合
（新住所）
（旧住所）
- 代表者の変更の場合
（新代表者名）
（旧代表者名）
- 連絡先、電話番号の変更等の場合
（新電話、FAX、メールアドレス等）
（旧電話、FAX、メールアドレス等）
- その他の変更事項（具体的に記載すること）
（新）
（旧）

※ 上記の変更で登記簿の記載内容に係るものは、変更後の登記簿を提出すること。